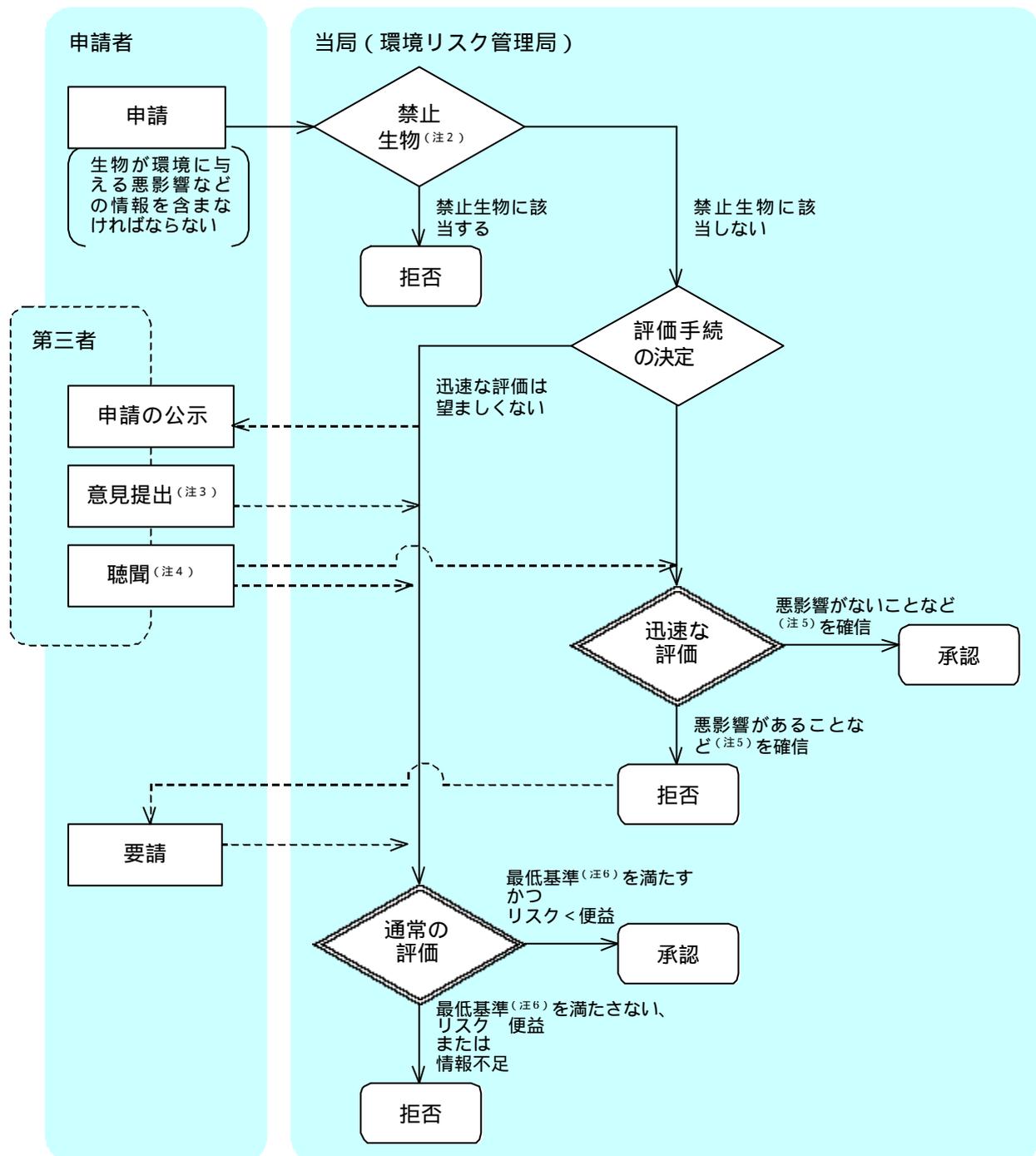


# ニュージーランド・1996年危険物質及び新生物法（HSNO法）における 移入種影響評価の体系<sup>（注1）</sup>



（注1）同法には、放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合（法34～38条）、密閉状態での輸入、開発、実地試験の場合（法39～45条）、緊急事態における放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合（法46～49条）、の3つの影響評価手続が用意されている。ここでは、このうちの1つの影響評価の体系を示す。

（注2）禁止リスト（法第2付則）に明記されている新生物（禁止生物）についての申請は、影響評価をおこなうまでもなく拒否される（法25条、法50条）。

（注3）公示された申請については、何人も当局に対して書面で意見を提出することができる（法54条）。

（注4）当局が必要と考える場合、申請者が求める場合及び意見提出者が求める場合には、公開の聴聞を開催しなければならない（法60条、法61条）。

（注5）法35条（2）（3）に列記された貴重な種への悪影響など。詳細は別紙参照。

（注6）最低基準は、必ず申請を拒否しなければならない場合を示した基準（法36条）、在来種への悪影響が著しい場合など5項目。

資料：井上秀典ほか（1998）1996年危険物質及び新生物法。環境研究 1998 No.109 :39-104

<http://rangit.knowledge-basket.co.nz/gpacts/public/text/1996/se/030se62.html>

IUCN (2000) A Guide to Designing Legal and Institutional Frameworks on Alien Invasive Species